

## 嘉手納町観光プロモーション事業動画・ポスター制作業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

嘉手納町観光プロモーション事業動画・ポスター制作業務委託

### 2. 業務目的

嘉手納町（以下「本町」という。）には魅力ある観光資源が存在しているが、観光客の認知度が低く、資源までたどり着くことが困難な現状がある。また、令和元年度の県観光客数は約1,016万人で、7年連続で過去最高を更新した一方、新型コロナウイルス感染症は沖縄のリーディング産業である観光産業をはじめ、ありとあらゆる産業にダメージを与えている。インバウンドが激減している現状では、マイクロツーリズムの推進等により域内需要を取り込み、次に県外観光の誘致戦略を進める必要がある。

そこで、町内の観光情報を発信し、観光資源への誘客を効果的に実施することで、域内需要の取り込みや県外観光の誘致を図るため、プロモーション動画、ポスターを制作する。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和4年3月25日

### 4. 委託料上限額

委託費：3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※最低制限価格を設けます。

### 5. 業務内容

（1）町内の観光資源を紹介する動画（以下「プロモーション動画」という。）の制作（3種類）

企画、演出、出演者交渉、撮影、編集、著作権等の処理など動画制作に必要な全ての作業を実施すること。

制作する動画は下記3種類とすること。

- ①比謝川などの自然体験にスポットを当てた動画
- ②町内の商工業にスポットを当てた動画
- ③その他本町の色を出し、本町の魅力を最大限に引き出す動画（独自に提案すること）

- (2) (1) の動画の内容を表現するポスターの制作  
企画、撮影、デザイン、印刷などポスター制作に必要な全ての作業を実施すること。
- (3) その他追加提案  
提案者は契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

## 6. 仕様・規格

- (1) プロモーション動画（フル版）  
解像度：フルHD以上  
長さ：各種3分程度
- (2) プロモーション動画（ダイジェスト版）  
(1) プロモーション動画（フル版）の要点を押さえ、短く編集すること。  
解像度：フルHD以上  
長さ：各種1分以内
- (3) ポスター印刷  
規格：B2  
部数：300部（各100部×3種類）  
紙質：135kg以上  
印刷：フルカラー
- (4) ポスターの電子データの作成
- ・PDF形式データ（低解像度、高解像度）
  - ・ai形式データ（又は同等のもの）

## 7. 業務の進め方

- (1) 具体的な撮影場所や内容については、契約締結後、本町と協議のうえ、決定する。本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、本町担当者と協議しながら作業を進めること。
- (2) 発注者による原案の確認及び校正を受けること。受注者は、発注者による原案内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。ポスターに関しては、最終校正完了後、印刷作業に取り掛かること。

(3) 受託者は業務の着手及び完了にあたり、下記の書類を提出しなければならない。

- ①着手届 ②工程表 ③業務完了通知書 ④実績報告書 ⑤納品書
- ⑥成果物引渡書 ⑦その他協議により指示のあった事項

## 8. 著作権等の帰属

作製される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。ただし、第三者の著作物についてはこの限りではない。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を本町に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本町の書面による同意を得なければ、著作権法第18条、第19条及び20条を行使することができないものとする。
- (3) 本町は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作権者名で任意に公表することができるものとする。
- (4) 著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (5) すべての情報発信において、後の年度において本町の費用負担が発生することはないものとする。
- (6) 成果物が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (7) 受託者は音楽素材の使用に関して、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続きを受託者が遺漏なく実施すること。
- (8) 受託者は、本業務において出演者（俳優、ナレーター等）を起用する場合、肖像権等の問題が発生しないよう、権利処理等の手続きを遺漏なく実施すること。

## 9. 納期・納品場所

### (1) 納品物

- ・プロモーション動画データ（フル版）（高解像度、低解像度）
- ・プロモーション動画データ（ダイジェスト版）（高解像度、低解像度）
- ・撮影データ（プロモーション動画に使用しなかった映像含む）
- ・ポスター 300部（各100部×3種類）
- ・ポスターのPDF形式データ（低解像度、高解像度）
- ・ポスターのai形式データ（又は同等のもの）（再編集可能なレイアウトデータとすること）

(2) 納 期

令和4年3月25日

(3) 納品場所

嘉手納町役場 産業環境課

10. 特記事項

- (1) 取材、製作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。(飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。)
- (2) 本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。